

# 第三者行為にあったとき

## 届出のお願い

交通事故や喧嘩等の第三者の行為によって負傷し、一時的に保険証を使用して治療を受けたい場合、または受けた場合は、**必ず**組合にご連絡をお願いいたします。

※自損事故の場合も届出の対象となります。



## 届出が必要な理由

第三者の行為により負傷したときの治療費は、**本来加害者が負担するもの**ですが、保険証を使用して治療を受けた場合、加害者が支払うべき治療費を**組合が立て替えて支払う**こととなります。

後日、組合が加害者に対してその費用を請求する際に必要な情報となるため、届出が必要となります。



## 注意点

### ①組合員の方に費用の全額、又は一部を負担していただくことがあります

- ・届出がなかった場合
- ・届出後、組合が加害者側に請求したが、被害者（治療を受けた被保険者）側にも過失があり、過失相殺で組合が立て替えた治療費を100%回収できなかった場合
- ・加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまった場合
- ・国民健康保険法第60条及び第61条の規定に違反し、給付制限にあたり組合が判断した場合

### ②業務中や通勤途中での負傷の場合は保険証を使用して治療は受けられません

労災保険からの給付を受けることとなりますので、労働基準監督署への手続きをお願いいたします。

## 調査票の提出にご協力を!

組合では医療機関等からの請求を受領した際、毎月第三者行為による治療の疑いがある方に対して、調査票を送付させていただいております。

**医療保険者の第三者行為の発見や把握に関して注力するように国や県からの指導をいただいている**ため、提出のご協力をお願いいたします。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

